

資料2

R5.3.22 第2回東広島市人権教育
及び人権啓発推進審議会資料

東広島市犯罪被害者等支援条例の制定について



東広島市 生活環境部 人権男女共同参画課

前回の審議会からの変更点

条例の内容	条例	R5年度第1回 審議会説明時	(参考) 広島市
			R4.4.1
目的	○	○	○
定義	○	○	○
基本理念・原則	○	○	○
市の責務	○	○	○
市民等の責務	○	○	○
事業者の責務	○	○	○
相談及び情報の提供等	○	○	○
日常生活の支援	○	—	○
保健医療及び福祉サービスの提供	○	○	○
安全の確保	×	×	○
民間支援団体への支援	○	○	○
啓発活動の推進	○	○	○
住居の提供・安定	○	○	○
雇用の安定	○	○	○
見舞金の支給	○	○	見舞金支給要綱で規定
見舞金の種類及び額	○	○	見舞金支給要綱で規定
遺族の範囲及び順位	施行規則で規定	○	見舞金支給要綱で規定
見舞金の支給申請	施行規則で規定	○	見舞金支給要綱で規定
見舞金の支給制限	施行規則で規定	○	見舞金支給要綱で規定
決定	施行規則で規定	○	見舞金支給要綱で規定
見舞金の返還	施行規則で規定	○	見舞金支給要綱で規定
支援を行わないことができる場合	×	×	○
総合的支援体制の整備	×	×	○
委任	○	○	×

1 制定の理由

犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本的な事項を定めようとするもの。

2 条例の内容

(1) 基本理念 (第3条関係)

犯罪被害者等の支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

ア 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行われること。

イ 犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われること。

ウ 本市、市民等、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して行われること。

<p>(2) 市の責務 (第4条関係)</p>	<p>市は、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p>
<p>(3) 市民等の責務 (第5条関係)</p>	<p>市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせ、又は犯罪被害者等を地域社会において孤立させることのないよう努めるとともに、市が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。</p>
<p>(4) 事業者の責務 (第6条関係)</p>	<p>ア 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>イ 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の就労その他犯罪等による被害に関し事業者に求められる手続等について十分配慮するよう努めるものとする。</p>
<p>(5) 相談及び情報の提供等 (第7条関係)</p>	<p>市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪等により害を被ったことにより、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとする。</p>

<p>(6) 日常生活等の 支援 (第8条関係)</p>	<p>市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、次に掲げる施策を行うものとする。</p>
<p>(見舞金の支給)</p>	<p>ア 犯罪等の被害による経済的負担の軽減を図るため、一時金として、次に掲げる種類の区分に応じ、それぞれに定める額の見舞金の支給を行うこと。 (ア) 遺族見舞金 30万円 (イ) 傷害見舞金 10万円</p>
<p>(日常生活の支援)</p>	<p>イ 犯罪等の被害により日常生活を営むための支援を要する場合に、適切なサービスが提供されるよう必要な支援を行うこと。</p>
<p>(保健医療サービス 福祉サービス)</p>	<p>ウ 犯罪等により受けた精神的な被害が早期に軽減し、又は回復することができるよう、関係機関等と連携し、必要な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な支援を行うこと。</p>
<p>(居住の安定)</p>	<p>エ 犯罪等又は二次被害により従前の住居に居住することが困難となった場合において、居住の安定を図るため、市営住宅への入居における特別の配慮その他必要な支援を行うこと。</p>
<p>(雇用の安定)</p>	<p>オ 雇用の安定を図るため、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるための機会の確保その他必要な支援を行うこと。</p>

<p>(7) 啓発活動の推進 (第9条関係)</p>	<p>市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が置かれている状況、二次被害の発生防止の重要性その他犯罪被害者等の支援に関する事項について、市民等及び事業者が理解を深めることができるよう、必要な啓発活動を行うものとする。</p>
<p>(8) 民間の団体等への支援 (第10条関係)</p>	<p>市は、犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものに対して、その活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。</p>

<p>3 施行期日</p>	<p>令和5年4月1日</p>
---------------	-----------------



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギョつとちゃん」